

文化施設のホールの定員緩和について

令和2年9月に示された国及び千葉県の催物（イベント等）開催制限緩和の方針を受けて、市内文化施設の定員を令和2年11月30日（月）まで以下のとおり一部緩和をしましたが、同年11月に示された国及び千葉県の方針を受け、令和3年2月末まで延長することとします。

①観客による大声での歓声・声援等がないことを前提とした催しを開催する場合

・・・定員を概ね100%（現行から緩和）とする

■催物の例：クラシック音楽等のコンサート、演劇・人形劇、バレエ・舞踊、伝統芸能、落語・漫才、講演会・説明会・式典、展示会 等

②観客による大声での歓声・声援等が想定される催しを開催する場合

・・・定員を概ね50%（現行同様）とする

■催物の例：ロック・ポップコンサート、キャラクターショー、親子会公演 等

※①、②のいずれも、演奏者と観客の距離は、十分にあけることとする。

<各文化施設のホール定員目安>

施設名等		催物	定員の目安
文化会館		①	大ホール（1,188人）、小ホール（355人）
		②	大ホール（590人）、小ホール（170人）
市民プラザ	客席有	①	大ホール（200人）、小ホール（90人）
		②	大ホール（100人）、小ホール（45人）
	客席無	①	対人距離を2m、最低でも1m以上の間隔を確保できる人数
		②	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保できる人数
音楽ホール		①	コンサートホール（300人）、ハーモニーホール（200人）
		②	コンサートホール（150人）、ハーモニーホール（100人）

※催物①：観客による大声での歓声・声援等がないことを前提とした催しを開催する場合

催物②：観客による大声での歓声・声援等が想定される催しを開催する場合

※上記は、今後の感染拡大状況等により、見直しが生じる場合があります。

※令和3年3月以降については、国及び県からの方針が決まり次第、あらためて掲載いたします。